

第1章 一般条項**第1条 (会員)**

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社日専連ベネフル(以下「当社」という。)にクレジットカード会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
なお、カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、本人会員が本規約を承認のうえ、当社に申込みをし、当社が審査のうえ、承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、当社から本人会員に別途通知します。
2. 会員が予め指定したご家族のうち、会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、当社に入会を申込み、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、会員と総称して「会員等」という)に家族カードを発行します。
3. 会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。
4. 家族カードを発行するカードは当社が指定します。

第2条 (カードの貸与と取扱い)

1. 本規約に定めるクレジットカード(以下「カード」という。)は次の2種類とします。
 - (1) 株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)との提携に基づく、「日専連JCBカード」。
 - (2) 三菱UFJニコス株式会社(以下「DC」という。)との提携に基づく、「日専連DCカード(V i s a)」。
2. 前項(1)～(2)のカードは、加盟店・企業・団体との提携カードを含みます。
3. 当社は、会員等に対し、カードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
4. 会員等は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
5. カードは、会員等本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡若しくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
6. 会員等は、ICカードの破損、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。

第3条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に表示された年月の末日までとします。
2. カードの有効期限までに会員から退会の申し出がなく、当社が引き続き会員等として適当と認めた場合には、有効期限を更新した新カードと会員規約を送付します。会員等は有効期限経過後のカードを速やかに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第4条 (暗証番号)

1. 会員は、入会申込時に会員等のカードの暗証番号(4桁の数字)を当社に届出るものとします。
ただし、会員からの届出がない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社所定の方法により登録し通知することを承諾するものとします。
2. 会員等は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、その利用はすべて会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がない場合、または当社に責がある場合はこの限りではありません。

4. 会員は、当社所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。

第5条（年会費）

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。年会費の支払期日は別途会員に通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第6条（代金決済）

1. 会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、原則として毎月月末に締め切り、翌月の約定支払日26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員が予め届け出た金融機関の預金口座、郵便貯金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、予め当社が適当と認めた場合は、その他の支払方法をもって口座振替の方法に代えることができるものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の支払いとなることがあります。
2. 日本国外におけるカード利用代金の外貨建債務については、その利用代金をJCBまたはDC所定の方法により日本円に換算のうえお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、日本国外の加盟店などに、利用代金の支払い処理を行なった時点の為替レートに事務経費を加算した換算レートが適用されます。実際のカード利用日の為替レートではありません。

第7条（支払金等の充当順序）

会員の当社に対する支払額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員へ特に通知することなく当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、第28条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」に係る充当順序については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第8条（本人確認）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は入会をお断りすることや、カードの機能等を制限することがあります。

第9条（カードの利用可能枠）

1. 会員等のカードショッピング利用可能枠・カードキャッシング利用可能枠（以下総称して「利用可能枠」という。）は会員が希望した利用可能枠を上限とし、当社が審査のうえ決定します。また、当社は、会員等のカード利用状況及び信用状況等に応じて、利用可能枠を変更することができるものとします。
2. 会員等は、当社が認めた場合を除き利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括にて直ちにお支払いいただきます。
3. 当社は、会員等のカード利用が適当でないと判断した場合には、利用可能枠の範囲内であってもカードの利用をお断りすることがあります。
4. 会員が当社の発行するカードを複数枚保有している場合、利用可能枠はそれぞれカード毎に定められた利用可能枠ではなく、それらのカードを合算して別途定めた額とします。
5. 当社は、入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があります。本人会員はその求めに応じるものとします。なお、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取消、カードの全部若しくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。また、家族会員にも同様の措置をとるものとします。

第10条（費用の負担）

1. 会員は、当社に対するカード利用代金等の支払いに要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、当社より第14条第1項（1）に基づく書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
3. 会員は本条各項に定める費用等に係る公租公課及び公正証書作成費用等債権保全実行に要した費用を支払うものとします。

第11条 (カードの紛失、盗難)

1. カードの紛失、盗難等により、第三者にカードを不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員等は、カードが紛失、または盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡のうえ、最寄りの警察署に届出るものとします。また、会員は当社所定の届出書を当社に提出するものとします。
3. 当社は、会員等が紛失、盗難により第三者にカードを不正使用され、かつ前項の警察署及び当社への届出が会員等からなされた場合、不正使用された損害の全部または一部を「カード盗難保険制度」により補填します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「カード盗難保険制度」は適用されません。
 - (1) 会員等が第2条に違反したとき。
 - (2) 会員等の故意または重大な過失によって紛失、盗難が生じたとき。
 - (3) 紛失、盗難の届出日の前75日間・後60日間(通算136日間)外に発生した損害。
 - (4) 会員等の家族、同居人等の関係者がカードを使用したとき。
 - (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき。
 - (6) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
 - (7) 登録された暗証番号の入力を伴う取引についての損害。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第12条 (カードの再発行)

1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が認めた場合、カードを再発行いたします。この場合、会員は当社所定の再発行手数料1,100円(税込)を支払うものとします。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第13条 (退会及びカード利用停止と返却)

1. 会員等が退会する場合は、会員は当社所定の届出用紙を当社に提出するものとします。この場合、会員は貸与されたカードを当社に返却するとともに債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と判断した場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、カードの使用停止または会員の資格を喪失させることができるものとします。また、家族会員にも同様の措置をとるものとします。なお、当社または加盟店等がカードの返却を求めたときは、カードの返却に応じるものとします。
 - (1) 虚偽の申告をした場合。
 - (2) 会員等が本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3) 当社に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - (5) 会員等が換金または現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用した場合。
 - (6) 会員が当社と締結した他の契約において、カード利用停止または会員資格を喪失した場合。
 - (7) 住所変更の届出を怠るなど会員の責に帰すべき事由によって会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡が不能と判定した場合。
 - (8) 貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。
 - (9) 会員の利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者から

の借入残高の合計が給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。

- (10) 会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、特殊知能暴力集団等若しくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。
 - (11) 会員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。
 - (12) その他当社が会員等として不適格と判断した場合。
3. 本条第1項、第2項の場合、当該会員等は以下の事項に同意するものとします。
- (1) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。
 - (2) 会員等は、会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行なうものとし、当該加盟店より通信料等の継続的売上が発生した場合はこれを支払うものとします。

第14条 (期限の利益喪失)

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) カードショッピングの分割払い(ボーナス併用分割払い含む)の分割支払金、リボリング払いの弁済金、2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・ジャンプ払いの約定支払額の支払いを約定支払日に遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。または一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て、または滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき。または自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) 債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のための弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到着したとき。
 - (6) ICカードの破損、分解等を行い、または、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - (3) 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (4) 会員が会員資格を喪失したとき。
 - (5) カードキャッシングの支払金を1回でも遅滞したとき。
 - (6) 第13条(退会及びカード利用停止と返却) 2.(5)(10)(11)に該当したとき。

第15条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届出た氏名、住所、勤務先、電話番号、支払口座、暗証番号等について変更が生じた場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。
2. 会員は、本条第1項の届出がないため、当社からの通知または送付書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただ

し、本条第1項の変更の届出を行なわなかったことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第16条 (付帯サービス)

1. 会員等は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員等が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途当社から会員に対して書面その他の方法により通知または公表します。なお、会員等は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。
2. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を予告または通知なしに変更若しくは中止することを予め承諾するものとします。

第17条 (合意管轄裁判所)

会員等と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、及び当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第18条 (準拠法)

会員等と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとします。

第19条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限若しくは停止に応じるものとします。

第20条 (会員規約の改定、承認)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む。)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第2章 カードショッピング条項

第21条 (カードショッピングの利用)

1. 会員等は、本規約を承認のうえ、第2条に定めるカードの種類により、以下の加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行なうことにより、商品の購入及び役務の提供を受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、カードの提示または売上票への署名を省略する等、これに代わる方法をとる場合があります。
 - (1) 当社と契約及び提携した加盟店
 - (2) 全国の日専連及びその関係会社の加盟店
 - (3) 本項(1)(2)のほかJCBと加盟店契約している日本国内及び日本国外の加盟店
 - (4) 「日専連DCカード(VISA)」については、本項(1)(2)のほかDCと加盟店契約している加盟店ならびにビザ・ワールドワイド加盟のクレジット会社・金融機関と契約している日本国内及び日本国外の加盟店
2. 会員はカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いするこ

とを当社に委託し、当該カード利用代金に所定の手数料を加算した額を当社に支払うものとしします。

3. 会員等は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとしします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

- (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。

4. 会員は、現金化を目的として商品、サービスまたは流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除きます。）の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式またはキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

*カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社)日本クレジット協会ホームページ <https://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。

第22条 (加盟店への連絡等)

1. 会員等のカード利用にあたって加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認等を行なうことがあり、会員等はこれを承諾するものとしします。

- (1) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。

- (2) カードの提示者が会員等本人であることを確認すること。

- (3) 会員等のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カード利用をお断りする場合があります。また、その場合、会員等へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があります。

- (4) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があります。

- (5) 通信料金等、会員等が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。

第23条 (カードショッピング利用代金の支払区分)

1. カードショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払い、リボルビング払い（元利定額残高スライド方式）のうちから会員等がカード利用の都度指定するものとしします。（ただし、加盟店契約においてご利用できない場合があります。）

- (1) 1回払い（手数料無料）

当該カードショッピング利用代金を、翌月の約定支払日に支払うものとしします。

- (2) 2回払い（手数料無料）

当該カードショッピング利用代金の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、それぞれ翌月及び翌々月の約定支払日に支払うものとしします。

- (3) 分割払い、ボーナス併用分割払い

- ① 会員等は、分割払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金に会員等の指定した支払回数に応じた当社所定の分割払手数料を加算するものとしします。月々の分割支払金は、当該カードショッピング利用代金及び分割払手数料をそれぞれ会員等が指定した支払回数で除した金額を合算した金額を各約定支払日に支払うものとしします。ただし、月々の分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場

合は初回に算入するものとします。

支払回数、支払期間、実質年率は下表のとおりとなります。(ただし、加盟店契約において下表以外の支払回数でご利用できる場合があります。その場合、当社所定の分割払手数料が加算されます。)

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30
実質年率(%)	11.84	13.11	13.45	14.15	14.31	14.45	14.51	14.53	14.54	14.49
利用代金100円 当りの分割払手 数料の額(円)	1.98	3.30	3.96	6.60	7.92	9.90	11.88	13.20	15.84	19.80

支払総額の具体的算定例

[利用代金100,000円、10回払いの場合]

- 分割払手数料 100,000円×(6.60円/100円)=6,600円
- 支払総額 100,000円+6,600円=106,600円
- 分割支払金 (100,000円÷10回)+(6,600円÷10回)=10,660円

② ボーナス併用分割払いのご利用は購入金額30,000円以上とします。

会員等がボーナス併用分割払いを指定した場合のボーナス支払加算月は、夏期6月、7月、8月と冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス支払加算月より支払うものとします。

ボーナス支払加算月の支払金は分割払いの分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス支払加算総額は当該ショッピング利用代金の50%(1円単位とし、端数が生じた場合は初回のボーナス支払月に算入します。)とします。この場合、ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

(4) ボーナス一括払い、ボーナス2回払い

受付期間、支払月、取扱金額は下表のとおりとします。

① ボーナス一括払い(手数料無料)

会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に支払うものとします。

	受付期間	支払月	取扱金額
夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	金額指定はありません
冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか	

② ボーナス2回払い

ボーナス2回払いのご利用は購入金額30,000円以上とします。

会員等が指定したボーナス支払月の約定支払日に50%ずつお支払いいただきます。

ボーナス支払月の支払額は、当該ショッピング利用代金に手数料(4.85%。ご利用代金100円当たり4.85円)が加算されます。

受付期間	支払月		取扱金額
	第1回目	第2回目	
夏期	12月1日～6月末	6・7・8月のいずれか	30,000円以上
冬期	7月1日～11月末	12・1月のいずれか	

(5) ジャンプ払い(手数料無料)

ご利用月より2ヶ月間据置き3ヶ月目の約定支払日に一括して支払うものとする。

(6) リボルビング払い(元利定額残高スライド方式)

- ① リボルビング払いの月々の支払額(弁済金)は、前月末日の利用残高を基準とし、下表に定める金額を約定支払日に支払うものとする。なお、月々の支払額には、当社所定の料率を乗じた手数料が含まれます。ただし、ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

利用残高	月々の支払額(弁済金)	月利(%)	実質年率(%)
------	-------------	-------	---------

100,000 円以下	3,000 円	利用残高 に対して 1.25%	利用残高 に対して 15.00%
100,001 円～200,000 円以下	6,000 円		
200,001 円～300,000 円以下	9,000 円		
300,001 円～500,000 円以下	12,000 円		
500,001 円～1,000,000 円以下	20,000 円		
1,000,001 円～50 万円ごとに	10,000 円加算		

弁済金の額の具体的算定例

[前月末日の利用残高が 150,000 円の場合]

●弁済金 6,000 円

●内訳 手数料充当分 $150,000 \text{ 円} \times 15.00\% / 12 \text{ カ月} = 1,875 \text{ 円}$
元本充当分 $6,000 \text{ 円} - 1,875 \text{ 円} = 4,125 \text{ 円}$

- ② 会員は、当社所定の方法により、ミニマムペイメント(月々の最小支払額)を指定することができます。ミニマムペイメントの額は、3 千円以上 1 千円単位とします。
2. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断によりいつでも料率の変更ができるものとします。この場合、当社から料率の変更を通知した後は、変更後の新規利用分から、変更後の料率が適用されるものとします。ただし、リボルビング払いの料率の変更を通知した後は、利用残高の全額に対して、変更後の料率が適用されるものとします。

第 2 4 条 (遅延損害金)

1. 会員が当社に対して支払うべきカードショッピングの約定支払額を約定支払日に支払わなかったときは、当該約定支払額に対しその翌日から支払日に至るまで以下の年率(1 年を 365 日とする日割計算、閏年は 366 日。以下同じ)を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
- (1) 分割払い(ボーナス併用分割払い含む)の分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、年 14.6%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残債務全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない額。
- (2) 2 回払い・ボーナス一括払い・ボーナス 2 回払い・ジャンプ払いの約定支払額の支払いを遅延した場合は当該約定支払額に対し、年 14.6%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は残債務全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない額。
- (3) 1 回払いの約定支払額の支払いを遅延した場合、当該約定支払額に対し、リボルビング払いの弁済金の支払いを遅延した場合は、当該弁済金に対し、年 14.6%を乗じた額。
2. 会員が期限の利益を喪失(第 1 4 条)した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまでショッピングの残債務全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- (1) 本条第 1 項 (1) の取引については、分割支払金合計の残債務全額に対し、法定利率を乗じた額。
- (2) 本条第 1 項 (2) の取引については、残債務全額に対し、法定利率を乗じた額。
- (3) 本条第 1 項 (3) の取引については、残債務全額に対し、年 14.6%を乗じた額。

第 2 5 条 (早期完済の場合の特約)

会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払いを履行し、かつ支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は当社所定の計算方法(7 8 分法またはそれに準ずる計算方法)により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができるものとします。

第 2 6 条 (商品の引取り及び評価・充当)

1. 会員が、第 1 4 条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。

2. 会員は、当社が本条第1項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員及び当社の間で直ちに清算するものとします。

第27条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員等は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、速やかに加盟店に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除をすることができます。なお、売買契約を解除した場合は、会員は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第28条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、割賦販売法に基づく商品、指定権利、役務について分割払い（ボーナス併用分割払い含む）、リボルビング払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いを指定して購入若しくは提供を受けた場合、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供がなされないこと。
 - (2) 商品・権利・役務に瑕疵(欠陥)があること。
 - (3) その他商品・権利または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行なう旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
3. 会員は、前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行なうよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合にはその資料を添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、会員等と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。
 - (1) 売買契約が会員等にとって商行為（ただし、連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く。）であるとき。
 - (2) 会員等の指定した支払区分が1回払いであるとき。
 - (3) 分割払い（ボーナス併用分割払い含む）、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払いで利用した1回のカード利用に係わる支払総額が4万円に満たないとき。
 - (4) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係わる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。
 - (5) 商品、権利または役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
 - (6) 日本国外加盟店でカードを利用したとき。
 - (7) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当社がカード利用代金の残額から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。
7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

第3章 カードキャッシング条項

第29条（カードキャッシングの利用）

1. 当社がカードキャッシングの利用を認めた会員等は、次のいずれかの方法により利用可能枠の範囲内で1万円単位（ただし、日本国外での融資金はJCB、またはビザ・ワールドワイドが指定する現地通貨単位）で繰り返し融資を受けることができるものとします。
 - (1) 会員等が提携金融機関等の現金自動貸付機（ATM）にカードを入れ、登録された暗証番号を入力し所定の操作をする方法。この場合、本人会員は、当社に対し、当社所定のATM手数料（1回の利用金額が1万円の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））を支払うものとします。
 - (2) その他、当社が特に認めた場合は、前号（1）以外の方法により融資を受けることができるものとします。
2. 融資の実行方法は現金自動貸付機（ATM）による払出しとします。

第30条(カードキャッシング利用代金の借入利率、支払区分、利息計算)

1. 借入利率は、カード利用可能枠に応じて当社が指定した下表に定める利率とします。

利用可能枠	9万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～260万円未満	260万円～300万円
利率(実質年率)	17.7%	14.7%	11.7%	6.7%

2. カードキャッシング利用代金の支払区分は、一括払い、回数指定分割払い、借入時残高スライドリボルビング払い(元利定額)のうちから会員等が借入れ時に指定するものとし、利息計算は借入金に対し本条第1項の利率を適用するものとします。

(1) 一括払い

利息は借入金に対し本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を適用し、ご利用日から約定支払日の前日までの期間の利息を借入金に加算してお支払いいただきます。

(2) 回数指定分割払い

利息は借入金に対し本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を適用し、ご利用日から最終約定支払日の前日までの日割計算をしたものを借入金に加算してお支払いいただきます。

元利金の分割払返済は元利均等返済方式とします。

毎月返済部分の利息は、毎月返済部分の元金残高×本条第1項の利率×経過日数÷365(366)で計算します。

支払回数・支払期間は下表に定めた条件のうちから会員等が利用の際、その都度指定するものとします。

支払回数	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回
支払期間(ヶ月)	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36

(3) 借入時残高スライドリボルビング払い(元利定額)

①月々の支払額は、最終の借入れによる当該月末日の利用残高を基準とし、下表に定める額とします。月々の支払額には、本条第1項の利率（1年を365日とする日割計算、閏年は366日）を乗じた利息が含まれます。

借入後残高	月々の支払額	借入後残高	月々の支払額
1円～100,000円以下	4,000円	1,000,001円～1,200,000円以下	30,000円
100,001円～200,000円以下	8,000円	1,200,001円～1,400,000円以下	35,000円
200,001円～300,000円以下	11,000円	1,400,001円～1,600,000円以下	40,000円
300,001円～400,000円以下	12,000円	1,600,001円～1,800,000円以下	45,000円
400,001円～500,000円以下	15,000円	1,800,001円～2,000,000円以下	50,000円
500,001円～600,000円以下	17,000円	2,000,001円～2,200,000円以下	55,000円
600,001円～700,000円以下	20,000円	2,200,001円～2,400,000円以下	60,000円
700,001円～800,000円以下	23,000円	2,400,001円～2,600,000円以下	65,000円
800,001円～900,000円以下	26,000円	2,600,001円～2,800,000円以下	70,000円

900,001 円～1,000,000 円以下	28,000 円	2,800,001 円～3,000,000 円以下	75,000 円
-------------------------	----------	---------------------------	----------

- ご返済例 *ご利用可能枠 50 万円で 4 月 20 日に 30 万円をご利用した場合
 (ご返済総額 388,280 円)
 (ご返済期間 5 月 26 日～3 年後 4 月 26 日)
 (ご返済回数 36 回)

(1 回目 5 月 26 日お支払い時)

利息 300,000 円×17.7%×36 日÷365 日=5,237 円

支払金額 11,000 円 (元金充当 5,763 円 利息 5,237 円)

(2 回目 6 月 26 日お支払い時)

利息 294,237 円×17.7%×31 日÷365 日=4,423 円

支払金額 11,000 円 (元金充当 6,577 円 利息 4,423 円)

*新たなお借入れがない場合は、前回と同様の支払額となります。

②会員は、当社所定の方法により、ミニマムペイメント(月々の最小支払額)を指定することができます。ミニマムペイメントの額は、4 千円以上 1 千円単位とします。

3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断によりいつでも利率の変更ができるものとします。この場合、当社が定める変更後の利率適用日から、新規の利用金額に対して変更後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

第 3 1 条(早期完済の場合の特約)

会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社指定の方法により支払うものとします。

第 3 2 条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金のうち元金部分に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまでカードキャッシングの未払債務のうち、元金部分に対し、年 20.0%(1 年を 365 日とする日割計算、閏年は 366 日)を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 3 3 条(書面交付)

会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面交付に代えて、当社が毎月 1 日から末日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、予め同意するものとします。

第 4 章 その他

第 3 4 条(反社会的勢力の排除)

1. 会員等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員等でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) (1) から (6) に掲げるものの共生者
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」という。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
 - (1) 本契約に係わる申込書等に記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況。なお、入会申込書及びお送りいただいた書類は返却いたしません。
 - (2) 本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数
 - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、支払日、完済日、遅延等の返済状況
 - (4) 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - (5) 当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - (6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく運転免許証・パスポート等の本人確認書類、貸金業法に基づく収入証明書等、取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
2. 会員等は、当社が本契約に関する与信業務並びに回収業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項(1)(2)(3)(4)(5)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、利用することに同意します。
3. 会員等は、当社の事務「コンピュータ事務、代金決済事務、付帯サービス（特典を含む）の提供及びこれらに付随する事務等」を業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項(1)(2)(3)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第2条（個人情報の利用）

会員等は、当社が与信及び与信後の管理目的以外に、クレジット事業、キャッシング事業、保険事業、リース事業、その他これらに付随する事業の下記の目的のため第1条第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- (2) 市場調査、商品開発
- (3) 宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページによってお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
2. 会員等は、本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に本同意条項に定める期間登録され、当該個人信用情報機関及び当該機関と提携する

個人信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

3. 会員等は、本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、当社が加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。
4. 当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本同意条項に記載の個人信用情報機関とします。
5. 本同意条項に記載する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記録番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、遅延等支払い状況に関する情報となります。
6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、会員等に別途、書面その他の方法により通知し、同意を得るものとします。

第4条（個人情報の第三者への提供・利用）

1. 会員等は、当社が第1条第1項（1）（2）（3）の個人情報に保護措置を講じた上で個人情報の取扱いに関する契約を締結した当社の提携加盟店等に提供し、当該提携加盟店が取扱商品等のお知らせやセール等の営業案内のために利用することに同意します。
2. 提携加盟店等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年以内とします。なお、提携加盟店等における個人情報の利用期間については、提携加盟店にお問い合わせください。

第5条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社及び加盟する個人信用情報機関、提携加盟店に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - （1）当社に開示を求める場合には本同意条項末尾に記載の当社お客さま相談室に連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ等）によってもお知らせしております。
 - （2）個人信用情報機関、提携加盟店に開示を求める場合には本同意条項に記載の個人信用情報機関並びに提携加盟店に連絡して下さい。
2. 前項の開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承諾できない場合、本契約をお断りする場合があります。ただし、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用中止の申出）

1. 本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。
2. 前項の申出があった場合、当社は、会員の希望する期間、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【加盟個人信用情報機関】

本契約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- (株)シー・アイ・シー (C I C) (割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0570-666-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

* (株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

登録情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

【加盟個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-3214-5020 ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (株)日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

【お客さま相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 個人情報の開示、訂正、削除についての会員等の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面について及び個人情報の利用中止のお申し出に關しましては下記にご連絡ください。

株式会社日専連ベネフル お客さま相談室

登録番号 福岡県知事(3)第08671号

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-6-15

電話番号 093-521-7211 (受付時間：平日 9:30~18:00)

認定個人情報保護団体

一般社団法人 日本クレジット協会 相談受付

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-4-1 住生日本橋小網町ビル6F

電話番号 03-5645-3360

3. 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡ください。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861